

天領

Vol. **60**
2016/12



 公益社団法人石見大田法人会会報

CONTENTS

● 平成28年度 通常総会を開催	1
● 平成28年度 事業計画	2
● 石見大田税務署長 着任のごあいさつ	3
● 新・租税教育プログラム 完成までの取組みについて	4
● 税のこぼれ話 ～打診～	5
● 青年部だより 第30回 法人会 全国青年の集い 北海道大会	6
● “近畿大田市人会” 開催される	7
● 社団法人 石見大田法人会主催 第63回 法人会チャリティーコンペ	8
● 消費税及び地方消費税の納税は期限内に	9
● 大田市の施設紹介 大田市不燃物処理場	10
● 沖泊恵比須神社の保存修理完了なる	12
● 石見銀山を彩った人々 ～天野助次郎～	14
● 任意の中間申告制度がご利用いただけます！	18
● 納税証明書は、e-Taxを使ったオンライン請求をぜひご利用ください ...	19
● 国税は、ダイレクト納付で！	19
● 大田市の企業訪問 有限会社 祖式運送	20
● 法人番号の利活用 法人番号の利活用方法のご紹介	24
● 大同生命保険株式会社	29
● アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）	30
● AIU損害保険株式会社	31
● 税のこぼれ話 ～江戸時代のクジラ税～	32
● 編集後記	32

■ 鞆ヶ浦

鞆ヶ浦は石見銀山開発初期の16世紀前半から中頃にかけて、銀、銀鉱石を積み出した港で、石見銀山から約7kmの鞆ヶ浦道で繋がっていました。当時は博多から多くの商船が来航し繁栄したとの記録があり、船を係留するために自然の岩盤をくり抜いた「鼻ぐり岩」などが中世港湾を彷彿とさせる世界遺産のコアゾーンです。

平成28年度 通常総会を開催

平成28年度通常総会は、6月20日、島根中央地域職業訓練センターにおいて、来賓に嶋石見大田税務署長、森田大田商工会議所会頭、安田中国税理士会石見大田支部長ほかを迎え、会員多数の出席のもとに開催しました。

的場会長より、公益社団法人として一層の組織強化と事業内容の充実に取り組むとともに社会に貢献する法人会として積極的に社会貢献活動を展開したいとの挨拶がありました。その後、議事に移り、下記の事項について審議が行われ、いずれも原案通り承認されました。



総会終了後、石見大田税務署の惣田統括国税調査官から税制改正について最新の情報提供がありました。

【審議事項】

1. 平成27年度決算報告承認について

【報告事項】

1. 平成27年度事業報告について
2. 平成28年度事業計画について
3. 平成28年度収支予算について

正味財産増減計算書（決算）

平成27年4月1日～平成28年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		2. 経常外増減の部	
1. 経常増減の部		(1)経常外収益	
(1)経常収益		経営外収益計	0
基本財産運用益	1,250	(2)経常外費用	
特定資産運用益	998	特定資産取崩損	
受取会費	4,180,000	経営外費用計	0
事業収益	92,000	当期経営外増減額	0
受取補助金	5,006,600	税引前当期一般正味財産増減額	52,535
受取負担金	110,000	法人税・住民税及び事業税	0
雑収益	339,590	当期一般正味財産増減額	52,535
【経常収益計】	9,730,438	一般正味財産期首残高	10,710,941
(2)経常費用		一般正味財産期末残高	10,763,476
研修事業	185,159	II 指定正味財産増減の部	
租税教育事業	343,080	受取補助金等	
税制提言事業	259,860	受取全法連助成金	4,856,600
税の広報事業	829,891	一般正味財産への振替額	△ 4,856,600
社会貢献事業	1,017,056	当期指定正味財産増減額	0
経営支援事業	954,535	指定正味財産期首残高	0
福利厚生事業	11,720	指定正味財産期末残高	0
会員増強事業	30,636	III 正味財産期末残高	10,763,476
会員支援事業	789,992		
配賦	2,758,624		
管理費	2,497,350		
【経常費用計】	9,677,903		
当期経常増減額	52,535		

平成28年度 事業計画

自平成28年4月1日 至平成29年3月31日

主な事業計画

【公益関係】

1. 税の啓発活動
 - 1) 税に関する研修事業
 - ①税制改正研修会
 - ②税金フォーラムの開催
 - ③税務研修会
 - 2) 租税教育
 - ①租税教室への講師派遣
 - ②絵はがきコンクールへの協力
 - 3) その他
 - ①全国女性フォーラム
 - ②全国青年の集い
 - ③税を考える週間行事への協力・参加
 - ④国税電子申告納税システム（e-Tax）の利用促進
 - ⑤参考図書の斡旋・参考資料の配付
2. 税の提言事業
 - 1) 提言活動
 - ①税制改正提言事項の検討・提出
 - ②改正税法に関する情報の提供
3. 税の広報事業
 - 1) 会報の発行
 - 2) ホームページの充実
4. 地域発展事業
 - 1) 文化講演会等の開催
 - 2) その他地域発展の為の研修活動
5. 経営支援活動
 - 1) 研修会・講習会の開催
 - ①経済及び経営に関する講習会・研修会の開催
 - ②商工会議所・商工会との共催事業の推進
 - ③参考資料の配付

【共益関係】

6. 福利厚生事業
 - 1) 経営者大型総合保障制度の推進
 - 2) ビジネスガードプラン制度の推進
 - 3) がん保険制度の推進
 - 4) 福利厚生制度推進連絡協議会の開催
7. 会員増強活動
 - 1) 全国的な推進強化月間に合わせ、9～12月を推進強化月間とする
会員加入率は60%を目標とする
 - 2) 青年部会員増強と活動の充実・支援
 - 3) 女性部会会員増強と活動の充

実・支援

- 4) 総務委員会による組織拡充
 8. 会員支援事業
 - 1) 会員親睦チャリティーゴルフコンペ
 - 2) 参考図書の配布
 9. 青年部会活動
 - 1) 総会・役員会・監査会の開催
 - 2) 税務研修会
 - 3) 地域社会貢献活動の実施
 - 4) 部会員親睦事業の実施
 - 5) 全国青年の集いへの参加
 10. 女性部会活動
 - 1) 役員会の開催
 - 2) 税務研修会
 - 3) 部会員親睦事業の実施
 - 4) 全国女性フォーラムへの参加
- ### 【管理関係】
11. 諸会議
 - 1) 総会の開催
 - 2) 理事会の開催
 - 3) 常任理事会の開催
 - 4) 監査会の開催
 - 5) 正副会長会議の開催
 - 6) 各委員会（総務・福利厚生・事業・広報）の開催
 12. その他
 - 1) 県・中・全法連会議への参加
 - 2) 法人会全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラムへの参加

収支予算書 平成28年4月1日～平成29年3月31日まで (単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3,000	3,000	0
特定資産運用益	2,000	2,000	0
受取会費	4,400,000	4,400,000	0
事業収益	100,000	100,000	0
受取補助金	5,041,600	4,856,600	185,000
受取負担金	150,000	120,000	30,000
雑収益	100,500	100,500	0
【経常収益計】	9,797,100	9,582,100	215,000
(2) 経常費用			
事業費	7,294,160	7,027,220	266,940
管理費	2,606,862	2,640,802	△ 33,940
【経常費用計】	9,901,022	9,668,022	233,000
当期経常増減額	△ 103,922	△ 85,922	△ 18,000
2. 経常外増減の部			
税引前当期一般正味財産増減額	△ 103,922	△ 85,922	△ 18,000
法人税・住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 103,922	△ 85,922	△ 18,000
一般正味財産期首残高	9,693,459	9,779,381	△ 85,922
一般正味財産期末残高	9,589,537	9,693,459	△ 103,922
II 指定正味財産増減の部			
受取全法連助成金	4,891,600	4,856,600	35,000
一般正味財産への振替額	△ 4,891,600	△ 4,856,600	△ 35,000
III 正味財産期末残高	9,589,537	9,693,459	△ 103,922

石見大田税務署長 着任のごあいさつ



石見大田税務署長
矢野 聡彦

本年7月の定期人事異動で、石見大田税務署長を拝命いたしました矢野でございます。前任は広島国税局課税第一部国税訟務官室で、国税訟務官として課税の訴訟事務に従事しておりました。島根県での勤務

は、昭和63年7月から2年間、浜田税務署の総務係長として勤務して以来、2度目となります。当署管内には、来年7月に世界遺産登録10周年を迎える石見銀山遺跡や国立公園三瓶山、琴ヶ浜の鳴き砂、仁摩サンドミュージアム、温泉津温泉などの史跡や名所がたくさんあり、豊かな自然と歴史に恵まれた当地に勤務できますことを大変光栄に思っております。

出身は、生まれも育ちも広島市内で、子供の頃に父親からカープ樽募金の話を聞かされて育った根っからのカープファンです。今年は25年ぶりのセ・リーグ優勝ということで、昭和50年の初優勝から約40年経過しましたが、広島市民は再びあの感動を思い出し、提灯行列やパレードを行うほど盛り上がっています。

ところで、本年7月の定期人事異動では、署長以下、総務課長、統括官と職員3名の合計6名が異動となりましたが、前任者同様によりしく願います。公益社団法人石見大田法人会の皆様には平素から税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜っております。「税を考える週間」では税金フォーラムの開催及びスーパー店頭での税の啓発活動の実施、また年間を通じて租税教育など各種行事への支援など「社会貢献活動」にも積極的に取り組まれています。とりわけ、青年部を中心として租税教室への講師派遣を積極的に行われ、今夏にはオリジナルの租税教室のシナリオを作成されるなど、熱心な活動は、誠に心強い限

りで深く感謝いたしております。当紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、ICT化はもとより、少子高齢化の到来や経済社会のグローバル化に伴い、大きく変化しております。このような中、私どもとしましては国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適かつ円滑に実現する」ということに向け、納税者サービスの向上など色々な取組みを行っているところでございます。しかしながら、税務行政を円滑に遂行していくためには、活発な会活動を実践されている法人会の皆様方のご支援が不可欠でございます。どうか本年度におきましても、昨年以上のご支援やご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人石見大田法人会の今後ますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業の益々のご発展を祈念いたしまして簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

税務署人事異動（7月10日付）

石見大田税務署転入者

【署長】 矢野 聡彦
(広島国税局 課税第一部 国税訟務官室)

【総務課】 総務課長 松本 良英
(広島西税務署 管理運営・特別徴収官)

総務係長 山本 裕介
(広島東税務署 法人課税第二部門)

上席国税徴収官 大庭 徹
(出雲税務署 管理運営部門)

【調査部門】 統括国税調査官 表田 力
(松江税務署 個人課税第二部門)

国税調査官 井上 義久
(広島北税務署 資産課税第一部門)

() 内は前任地

新・租税教育プログラム 完成までの取組みについて



石見大田法人会青年部会

公益法人石見大田法人会青年部会では、毎年、小学6年生を対象に市内2校で租税教室のお手伝いをしています。毎年、法人会全国青年の集いで行われる、全国の租税教育プレゼンテーションを参考にしながら、地域に即した租税教育活動はなにかを模索しておりました。

平成28年8月9日に行われた、税務署主催の租税教室研修会に参加した際、各学校教諭から現在の租税教育のプログラムが10年近く経っていること、授業中に流すDVDが現在の税率に則さない、もっと子どもたちに税を考えるプログラムに変更したほうがよい等の意見が多数出されました。

研修会を受け、石見大田法人会青年部では、オリジナルの新租税教育プログラムの必要性とそれを行うメンバーの育成に取り組む必要性を強く感じました。すぐに、数名の教諭に新租税教育プログラムの作成を打診し、学校で教えておられる先生方の生のご意見を頂戴し、プログラム作成に取り掛かりました。その結果、平成28年8月24日、新租税教育プログラムの模擬授業を、市内教諭にお願いし大田税務署にて開催しました。

まずは、身近にあるものを使っての税金クイズで興味を持ってもらい、最終目的である、税を考

えそして発表してもらうことを行います。子どもたちが意見発表することで、自らの税に対する意見を持ち、より深く考えるキッカケとなるようプログラムを構築しました。今回のプログラムは、講師、先生、生徒が一体となり、今までの伝える授業から双方向授業へとレベルアップしたと思います。また、大人も楽しく学べるため子ども以外でプログラムが活用できる可能性も感じてました。

その後、講師となるメンバーが練習を重ね、新租税教育プログラムを使った授業を市内2校で行いました。

子どもたちの反応もよく、講師だけでなく先生も一緒に教える事で教室が一带となった進捗が可能となりました。授業への感想を各学校にお願い



し集計し、次の課題として役立てています。今年度、法人会青年部は市内7校で租税教室を行う予定です。

この度の研修会に参加することで、現在のプログラムの課題点があったこと、子ども目線で税を知ってもらうための必要性、他団体との連携しながらよりよいプログラムを作る必要性に気づくことができました。

多くの方の協力により新租税教育プログラムが出来たことを感謝致します。また、このプログラムはまだ完成ではなく、より地域に即した租税教育プログラムにするためにさらに磨き上げていく必要があります。

来年は、石見銀山が世界遺産登録10周年を迎えます。当時の石見銀山と税はとても重要な役割でなっていたと聞きます。税から見る石見銀山のプログラムを作成し、地元の子ど

もたちに伝えることが出来れば、より石見銀山を身近に感じるのではないかと考えています。税のオピニオンリーダーである法人会が、率先して租税教育活動を行う価値と意義がある事業だと感じています。



税のこぼれ話

打診

病院に行くと、まずお医者さんは、どこが悪いのか患者さんに聞きます。

これを、問診といいます。次に患者さんの胸や背中をトントンとたたきます。これは、打診といわれています。

さて、この打診ですがこの方法を考えたのは、オランダのアウエンブルッガーという人でした。

彼はもちろん医者でしたが、医者になる前には酒場で働いていました。

酒場では、酒樽に残っている酒の量を調べるときに樽を木槌でたたいてその音で判断します。

そこで、彼はこの方法が人間の体を調べるときにも応用できないものかと考えて、診察に利用したのです。

所得税では、医療費控除がありますが、医者にかかった費用がすべて医療費控除の対象となる訳ではありません。

たとえば、人間ドックなどの健康診断の費用は原則、医療費控除の対象になりません。ただし、健康診断の結果、重大な病気が発見され、引き続き治療を受けることになった場合は医療費控除の対象となります。

このように、税金の扱いは微妙な点がありますから、事前に納税相談で打診してみてもいいです。

第30回 法人会 全国青年の集い 北海道大会 -Be Ambitious! Do Action!-

第30回法人会全国青年の集い北海道大会が「Be Ambitious! Do Action!」の大会スローガンのもと、旭川に於いて平成28年9月8日・9日の両日、旭川グランドホテル・旭川大雪アリーナなどで行われました。本大会に林会長・波多野理事・坂根理事の3名で参加しました。

1日目は全国租税教育活動のプレゼンテーションが行われました。

全国の法人会各単位会で開催されている租税教室は、地元の小学生、中学生を対象に開催されています。当法人会も租税教室を地元小学校で開催し毎年恒例の事業として定着する活動となっています。

毎年全国大会で行われる、～租税教育活動プレゼンテーション～では各地の素晴らしい取り組みを聞き、優秀な取り組みに各法人会青年部部会長が投票し、優秀賞を決める事業です。今年是全国11の単位会がエントリーし、最優秀賞は熊本県の鹿屋肝属（カノヤキモツキ）法人会が受賞されました。20,000人が訪れるという鹿屋市秋祭りを租税教育の場に来れないかという発想、関係各所への働きかけの結果メインステージを任されるに至った行動力、子どもたちの未来のために税について学んで欲しいという情熱、また、それを部会員50人で成し遂げた素晴らしい事業発表でした。

バラエティーにとんだ租税教育プログラムを拝見し、今後の取組に大変参考になる機会となりました。

翌日は、部会長サミットへ参加しました。今年のテーマは「税の使い道」について考えてもらう「新しい租税教育活動」の構築～「次代の良き納税者」を育成する「Be Ambitious! Do Action!」～をテーマに約300名近い各単位会部会長が出席しワークショップが開催されました。

過去10年間の青年部会活動を振り返るとともに、「社会保障について考える」及び「租税教育活動への反映」をテーマに議論されました。

部会長サミット終了後、大会式典が行われました。記念講演は、地元出身のスキージャンプ競技の"レジェンド"葛西紀明氏が講演されました。

自身のスキージャンパーとしての半生を振り返りつつ、「夢は、努力でかなえる」のテーマのもと、努力していればいつか夢は叶うではなく、努力は当然として、その上で夢は自身の手で掴み取るものだという熱いメッセージを話されました。

来年度は11月9日から高知にて「全法連第31回法人会青年の集い高知大会」が行われます。





“近畿大田市人会”開催される

平成28年6月18日（土）ホテル大阪ベイタワーにおいて近畿地方在住の大田市出身者の集い「近畿大田市人会」の総会が約210名の参加で開催されました。

大田市からは竹腰創一市長をはじめ多くの大田市職員、大田市議会より内藤議長をはじめ多くの市議会議員、大田商工会議所からは森田会頭、銀の道商工会からは原会長が参加され、大田市の近況等報告がされました。

懇親会では、オペラ歌手「レジェンド」による迫力のある歌が披露されました。最後に天領踊りの歌が披露され、手拍子とともに大いに盛り上がりました。次に「大屋神楽社中」による鬼岩・大蛇も上演され、石見神楽の音色に参加者が酔いしれました。上演終了後、舞台上で石見神楽の衣装を羽織っての記念撮影もありました。

会場外のロビーでは、ふるさとの特産品の即売もあり、すぐに完売する大盛況ぶりでした。

年々参加者が増える近畿大田市人会ですが、近年では同窓会を兼ねての参加する方も多く、なつかしい故郷の話に花咲き大変盛りあがっていました。最後に田中公道氏指揮により「ふるさと」を合唱して閉宴致しました。



第63回 法人会チャリティーコンペ



第63回会員親睦チャリティーゴルフコンペが、10月22日（土）、大社カントリークラブに於て参加者16名で賑やかに開催されました。

参加者が少なく、ほとんどの人（12/16人）に何らかの賞が当たるという事で、張り切ってプレーされていました。

当日は、朝から曇り空で、ゴルフには、程よい天気でした。

皆さん、（4/16人）には、なりたくない（ワイワイ、ガヤガヤ）とにぎやかな一日でした。



その他、飛び賞、DC賞、DT賞、NP賞など沢山の賞品と共に、参加者全員に参加賞として恒例の手打ちそばも渡され、和やかな雰囲気の中に終了いたしました。



■ 優勝の喜び

（有）静間セメント工業所 永野 祥次

秋晴れの中、気持ち良くプレーすることが出来ました。

法人会チャリティーコンペの優勝は、15年振りぐらいになると思います。

ラウンド中は、パートナーの渡辺社長より激励をいただいて、大変力強く感じました。その後押しもあって、今年最高のスコアが出て、優勝することが出来たと思っています。

今後も、引き続き参加させていただきたいと思っています。

また、この法人会のチャリティーコンペが今後ますます盛大に、末永く続いていくことを祈念致しまして、優勝のコメントとさせていただきます。

ありがとうございました。



■ 表彰式

競技終了後、クラブハウス二階に於て懇親会が開かれ、当日の成績を見せ合い満足やら反省やらと、楽しい談笑の内での成績発表、表彰式が始まりました。

優勝	永野 祥次	(有)静間セメント工業所
準優勝	中村 渉	(株)イワミ村田製作所
三位	松田 弘	(有)松田水道
四位	山田 義文	森田製菓(株)
五位	渡辺 眞司	(有)渡辺眞工務店
B G	山下 正一	(有)山一電設
B B	三輪 忠士	大同生命保険(株)

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成26年の課税売上高が、1,000万円を超えていれば、平成28年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
 ※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%						
売上に対する 納税額の目安率	0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%		
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。
 ※経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。
 (注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。
 (注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

大田市不燃物処分場

～循環型社会形成のために～

大田市では、清潔で快適な生活環境と循環型社会形成を目指し、一般廃棄物の減量化を図り、分別収集を促進するなど3R（発生抑制、再使用、再生利用）の促進に努めています。

しかし、循環型資源として活用できないものは、最終処分場での適正処理が必要です。旧大田市、温泉津町、仁摩町のそれぞれに最終処分場を有し処理を行っていましたが、埋立て容量が少なくなってきたことから仁摩町宅野に新たな最終処分場を建設し平成27年10月より供用開始しました。この大田市不燃物処分場は敷地面積52,501㎡あり、管理棟、前処理施設、被覆型最終処分場、浸出水処理施設からなっています。

■各施設概要

(1) 管理棟

最終処分場に持ち込まれた不燃物の重量を計量する施設です。また施設見学者に施設の概要を説明するための研修室を備えています。また、屋根には、太陽光発電設備（10kw）を整備しています。



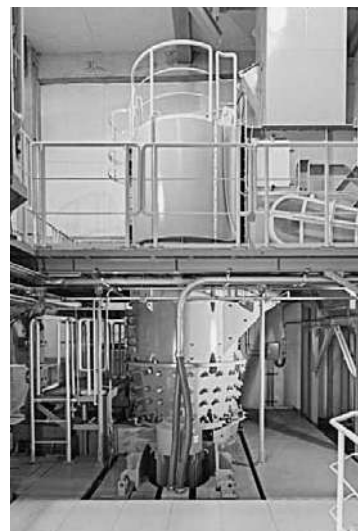
(2) 前処理施設

管理棟で計量後、路面表示に従い前処理施設に搬入し、処理を行います。搬入されたごみは、まず職員の手作業により資源ごみ、可燃ごみを取り除きます。

不燃ごみは、コンベアで破碎機に運ばれ埋立に適したサイズまで細かく破碎します。破碎されたごみは混入した可燃物を取り除いた後、鉄とアルミを資源物として回収します。残った不燃物は、最終処分場に運搬します。



不燃ごみ手選別作業



破碎機：処理能力8t/5h

(3) 被覆型最終処分場



散水



新しい処分場は、これまでの露天型から被覆型の最終処分場となっています。これにより風や鳥獣による廃棄物の飛散防止、臭気の拡散防止、浸出水の発生抑制、天候に左右されない作業環境など衛生的な施設で、多くのメリットがあります。最終処分場は、長さ105m、幅40m、高さ14mで埋立て容量は50,000 m^3 あり、埋立期間は15年を予定しています。

(4) 浸出水処理施設



浸出水処理施設内部

最終処分場にて発生した汚水を処理する施設です。1日当たり10tの処理能力があります。これまでの施設は、処理した水を海に放流していましたが、大田市不燃物処分場では下水道へ放流します。

「みんなで築く循環型社会」を目指して

以上、新しく完成した大田市不燃物処分場の施設についてご紹介しましたが、大田市で排出される不燃ごみの約4分の1が缶類・ビン類であり、再資源化が可能なものです。破碎した破碎ゴミの中から機械選別によりアルミ・鉄類を再資源化することは可能ですが、手作業のようにきちんと分別することはできません。

捨てれば「ごみ」、分ければ「資源」になりますので、今後とも皆様のご協力をお願いします。

世界遺産の一つ 沖泊恵比須神社の保存修理完了なる

修理を終えた恵比須神社（平成28年3月）

恵比須神社（島根県指定有形文化財）は、温泉津港の北、沖泊に所在します。トンネルを通り抜け集落に入ると、彫刻で装飾された拝殿が、港脇の斜面から大きくせり出し、海に向かうランドマークのようです。平成25～27年度にかけて行われた保存修理工事を終え、社殿は往時の美しい姿を取り戻しました。

また、今回の修理を機に、改めて6月2日を祭礼の日とし、中断していた例祭が行われるようにもなりました。

恵比須神社の創立は、湯里霹靂神社に残る文書によると、大永6年（1526）に恵比須（蛭子）神の信託により漂流してきた筑前国那賀郡芦屋浦の住人によって沖泊の浦人に伝えられ、小祠を造営させたと伝えられています。

また、文禄元年（1592）10月に沖泊を襲った激波暴風の際には、浦人が恵比須神へ誓願したところ静穏になったことから、諸国廻船の船人から崇敬を集めるようになったと伝えられています。

明治43年（1910）には温泉津温泉街に鎮座する

龍御前神社に合祀され、現在は同社の境外社として祀られています。平成15年5月14日には、建築様式や部材の一部が16世紀に溯る県内でも数少ない神社建築として、島根県指定有形文化財（建造物）に指定されました。

修理事業は、当社の合祀先である龍御前神社が主体となり、3か年で行いました。平成25年度は建物の破損調査、平成26～27年で本殿・拝殿の修理工事を実施しました。

修理費用については、恵比須神社が国指定史跡文化財の構成要素であることから、国・島根県・大田市の補助金、その他、公益財団法人いづも財団、石見銀山基金の助成を受けています。



修理前の社殿

【修理概要】

修理は、軸組や部材の劣化が著しいため、全ての部材を一旦解体し、破損した部材を補修のうえ組み立て直すこととしました。併せて、基礎を石積みで整備し、後背地については落石を防ぐための防護網を設置しました。また、様々な角度から社殿の歴史に迫るため、発掘調査、文献調査、類例社寺調査、部材の樹種鑑定や年輪年代調査などの科学調査も行っています。



拝殿の屋根瓦を降ろす作業（拝殿）

社殿は境内地に、拝殿、相の間、本殿が一連となって建っており、本殿と拝殿を繋ぐ相の間は昭和42年に増築されていることが分かりました。

本殿は文書や棟札などの資料から、慶安4年（1651）に現在の本殿が建ったと考えられ、安政4年（1857）に檜皮葺きから瓦葺きに変更したことがわかりました。

拝殿は、建物に残る墨書、文書資料などから文化年間（1804～1818）の建築と推定しています。



雨漏りで腐朽した桁と梁（拝殿）

本殿は、現状修理とし、屋根は費用や維持管理を考えて瓦葺きを止め、銅版葺きとし檜皮葺きに近い形状として復原整備しました。



発掘調査後に基礎を整備した（境内地）

拝殿も現状修理を基本とし、破損部材を補修し、雨漏りで腐朽が著しかった桁材等を取替え、軒の出を支えている支柱を取り外すため、構造補強を行いました。

内部は失われた格天井の天井板を入れて復原整備し、自動火災報知機を設置しました。また、東面と北面の開口部は雨風が吹き込むため、アクリル板を入れて塞ぎました。

また、相の間は昭和42年の増築であったため、新築整備としました。



檜皮葺きの屋根の形に下地を整えた（本殿）



修理後の拝殿内部の様子（拝殿）

石見銀山を彩った人々

天野助次郎

～領民のくらしにも心を配り、將軍からも信頼され、
大出世した第26代代官～

石見銀山ガイドの会
和上 豊子

■クイズ

石見銀山領の奉行・代官の石碑は、井戸平左衛門を除くと大森町内が多い。だが、第26代代官・天野助次郎の石碑は、大森以外の所にある。

さて、それは、どこでしょう。

- ① 仁万 ② 宅野 ③ 大屋

…正解は文中にて

今から15年ぐらい前のことです。石見銀山ガイドの会に入会しました。聞くこと、見ることみんな面白くて、暇さえあれば歩き回っていました。時には、県外・海外にも出かけました。

ある日、仲間と代官所跡から五十猛・大浦に向かって歩くことになりました。

城上神社の横から山道を大屋経由で五十猛へと向かいました。時には自動車道も歩きましたが、その頃は狭い昔の道もありました。

大屋姫命神社でお参りました。

祭神大屋都比売命は、素戔之男命の子で、五十猛命、都麻都比売と兄弟神です。(以下神名はカタカナで記します)

日本書紀(養老4(720)年に完成)によると、スサノオらが天下る時、イソタケルは樹木の種をたくさん持っていたが、新羅国には植えず、日本へ持って帰った。そして、妹神と、日本中に植えたので、日本が緑に覆われる国になったという。

スサノオらの上陸は五十猛と言われています。

それから、スサノオは出雲国へと向かったのでしょうか。

また、道を進みました。車に出会うことも稀な狭い道を上って行くと、辻堂が見えました。何やら由緒ありげです。地元の方をお願いして、そのお堂「御薬師堂」の中を見せてもらいました。



左・井戸平左衛門 右・天野助次郎

なんと、そこには「第19代代官・井戸平左衛門正明」と「第26代代官・天野助次郎正景」の大きな位牌があるではありませんか。

「えっ、天野助次郎代官がここに祀られている。どうして?」

天野助次郎の大きな位牌には、表に、「寛延元年当村大中興 前御代官天野助次郎殿公尊霊 天保七申年三月三日造建之」

裏には、

「右天野御代官様當村ニ於テ石面引下ケ被所大音之公 發起世話人大願主鑑義助 導師仁万西往寺隨誉代」

と記してあります。

井戸代官の顕彰碑は大田市内におよそ百余もあり、4年生の学習にもとり入れられ、よく知られていますが。

すると、「いや、まだあるのですよ。もっと先に、二人の顕彰碑がね。まあ、お墓みたいに見えるけどね」

「どういう訳なのだろう」

また山道を大浦へ向かって、黙々と歩きました。

やがて、大屋町菰口という所に着きました。

狭い道の左手に石造物を発見。急いで近寄ってみると、「井戸平左衛門」と「天野助次郎」の碑。

周りに家はなく、ひっそりとしています。どなたか、花を供えたり、草取りをしておられるようです。

なぜここに「天野助次郎」の碑があるのか、案内してくださった安立康雄さんが、大屋町に伝わる昔話を語ってくださいました。

ご陣屋のお殿様というのは代官様のことですが、この道を大屋では「大浦街道」と呼び、大浦では「殿様通り」とか「代官通り」とよんでいたようです。

その昔、百姓の吾作さんが朝早くから街道筋の畑で麦まきの耕しをしていますと、庄屋さんが身なりを整えてやってきました。

「吾作どん、吾作どん。今日のはう、お殿様のお通りじゃけえ、粗相のないようにしてくれんかのう。わしは、これから村境まで迎えに行くんじゃ。頼んだぜ」

庄屋さんは、こういい置くと、急ぎ足で去っていきました。

やがて、殿様が馬に乗り、四、五人の供と庄屋さんを従えて通りかかりました。吾作さんはあわてて道の傍に出て跪き、頭を下げました。

ところが殿様は吾作さんの前までくると、馬を止めよ、と命じました。

吾作さんは驚いて、一層頭を低くしました。「これこれ、そこの百姓。その方、ここに出てくる折、股間の方でぶらぶらさせていたものがある



顕徳碑 左・井戸平左衛門 右・天野助次郎

う。あれを見せてくれぬか。」

吾作さんは、こかん、こかん、と申されましても、はあ何のことやらちんぷんかんぷん、頭を掻くばかりです。殿様は、

「わからぬやつじゃのう。その方、ここに出てくるおり、股ぐらの方でぶらぶらさせていたものがある。あれを出して見せぬか」

「ま、股ぐらでぶら？ 殿様、そればかりは、お許しを。はあ、命ばかりはお助けを」

吾作さん、真っ青になってぶるぶる震え出しました。それを聞いて殿様は、

「これこれ、早合点してもらっても困るのう。わしは、お前が腰帯に下げている物、それを見せてくれぬかと言うとるのじゃ」

「こ、こ、腰帯から…はあ、これでございやすか」

「おお、それぞれ。その物じゃ。」

やっと笑顔の出た吾作さん、たちまち日頃の茶目っ気がでて、

「あのう、これは大屋の百姓になくってはならぬ『鑑札』でございやす。」と答えました。お殿様はびっくりして、

「なんと、鑑札だとな。大屋では鑑札がなければ百姓ができぬのか？」

お供の者が、

「そのようなことは決してございませぬ」と申し上げると、殿様は声を荒げ、「これ百姓、その方、わしを愚弄するつもりか」と怒りました。吾作さんは、「と、と、とんでもございませぬ。私どもはこの小つばがなけりゃ畑がおこせねえのでございやす」

「なんとしたことじゃ。それは何と申す物か、良く話してみよ」

「は一この小っぱを、私どもは『土こさげ』とか『鍬こさげ』とかよんでおりました、このように鍬の土を落とします。」

「ほおー」

「大屋の土は粘っこうございやして、ふた鍬、み鍬もおこしますと、鍬にこんなに土がくっつきます。その度にこの小っぱで土を落とし、またおこしますだ。畑の方を歩いておりましたも、サンドラ*のように土がくっつきます」

殿様驚き顔で、

「これこれ庄屋、大屋の土はどこもこのように耕すのに骨がおれるのか」

庄屋さんは前に出て、

「大屋の赤土は、どこもこのように粘っこうございます」

という、吾作さんも、

「お殿様、うちのかかあなど今朝ほども、お前さんにも大屋にも愛想がついたからホボロの一つもふろうか*と思うが、大屋の粘っこうが足を引っ張って、帰るにも帰れない、などと言いまして、はあ、大屋の男どもは形なしでやす」

殿様は吾作さんの話にすっかり機嫌を直し、

「いやいや、仕事の邪魔をしたのう。領内廻ってみなければわからないことも多いものよのう」とつぶやき、出立を命じ、大浦の方へ下っていかれました。

それから十日あまり後の昼下がりのこと、庄屋さんが飛ぶようにして吾作さんの家にやってきました。

「吾作どん、吾作どん、えらいこっちゃ。ほら、この間のお前がお殿様に申し上げた『股ぐらぶらぶら』の話。お殿様からお前に礼状がきたぞ。それにな、来年から大屋の年貢は半分にするとのお達しじゃ」

二人が大喜びしたのは言うまでもありません。

※サンドラ=俵の蓋に使うさんだわらのこと

※ホボロをふる=石見地方の方言で、嫁が実家に帰ってしまうこと。ホボロは小さな竹籠のこと。

※この殿様巡視中の話と、位牌がつながっているという証はありません

第29第代官井戸平左衛門の碑は、大田市内にもおよそ100基あり、その業績はよく知られています。その他の奉行・代官で、銀山領内にある碑は次の通りです。(文献①)

代	奉行・代官名	碑の種類	設置年	設置場所
初代	大久保長安	紀行碑	1795	大森町
19代	井戸平左衛門	頌徳碑	1733以降	各地
22代	関忠大夫	供養塔	年不詳	大森町
26代	天野助次郎	謝恩碑	1836	大屋町
30代	川崎平右衛門	供養塔	年不詳	大森町
43代	阿久沢修理	謝恩碑	1821	水上町三瓶町
52代	森八左衛門	謝恩碑	年不詳	水上町
52代	森八佐衛門	謝恩碑	1854	川本町

石見銀山御料は、初代から9代までは奉行、10代から57代までは代官と呼ばれていました。肩書が替わったのは、幕府の機構改革によるものです。

天野代官が、石見国大森代官として赴任するまでの略歴をみてみましょう。(文献②)

- 元禄15(1702)年、仙波弥左衛門の3男として、江戸で生まれる。幼名は五郎次郎。
- 正徳3(1713)年、天野家の養子となり、跡目相続をする。(11才)
- 享保13(1728)年、江戸城二の丸警護役となる。(26才)
- 元文3(1738)年、陸奥梁川(福島県川俣市)の代官となる。(36才)
- 元文5(1740)年、三河赤坂(愛知県音羽町)の代官となる。(38才)
- 寛延2(1749)年、石見銀山代官として赴任(47才)～宝暦4(1754)年まで5年間務める。

では、『天野助次郎代官、石見銀山での活躍』とまいりましょう。

1. 地役人の身分改革

天野助次郎が石見銀山へ着任した2年後の寛延4(1751)年、天野代官は地役人およそ100人近くを一斉に罷免し、希望者80人ばかりを再び召し抱え、新たに地役人の分限高(いわば、給与)を定め、今までのような跡目相続制は否定された。そして、決まったことは(文献③・④)

- 譜代席の者は代々家督を相続できる。
- 番代は役人の死去や引退などで欠員が生じた際に雇用される、御抱(おかかえ)と呼ばれた身分である。

(父跡番代として世襲することもあった)

- 俸禄も定めた。
 - ・ 銀山附役人 30俵 3人扶持
 - ・ 同 同心 15俵 2人扶持 ・ 中間 8俵
- 一斉罷免を行った理由については、
「名跡売買に対する疑惑。つまり、金銭によって裕福な町人が下級武士と養子縁組を行い、その身分を買う行為である。」と。

幕府でもたびたび、名跡売買禁止令をだしているところを見ると、旗本や御家人も金銭で地位を売買していたのでしょう。

2. 郷宿の設置

役人が減った石見銀山領での役人の仕事はどうするか。天野代官が次に取り組んだのは宝暦3(1753)年「郷宿(ごうやど)」の設置です。

石見銀山領内の庄屋や村役人などが、公用で大森代官所へ来る場合、宿泊する宿として「郷宿」を決めました。銀山領内の村を6組に分け、どの村はどの郷宿に宿泊するか、また宿泊代金等も決めました。熊谷家はその郷宿の一つでした。

郷宿では、単に宿泊させるだけではなく、庄屋・村役人が代官所へ提出する書類作成や嘆願等の世話、また代官所から各村々へ出すお触れ書きなどの取次もしました。

3. 農民が安心して農作業ができるように

村人が、さて田仕事をと思っている頃、代官所から突然「助郷」の命令が村の庄屋にきました。庄屋さんはあわてて村の百姓を集め、これこれしかじかと、助郷役(人や荷物等を運ぶ)の命令が届いたことを伝えました。突然のお達しに、

「はあ～。またか、やれんのう。」
と百姓の顔はくもるばかり。そんな暮らしでした。

そこで、天野代官は、計画的に銀の輸送をはじめ、代官所の助郷(手伝い)役をし、農民が計画的に農作業ができるようにと考えました。

また、その際の車馬賃や人夫賃、目付役の人が領内を見て回ることもあり、そういう時の費用等も細かく決めました。それは、農民にとって、どれほどの喜びであったことでしょう。

4. 石見の鉱山技術を全国へ広める

大永6(1526)年、博多の商人・神谷寿貞が日本海を出雲方面に航行中、ふと仙ノ山を見たら光っていた…に始まる石見銀山発見伝説は有名ですが、その頃は、銀鉱石は掘りだしても現地で精錬する技術がなく、朝鮮へ送っていました。

その後、天文2(1533)年、慶寿・宗丹が石見銀山へ来て教えてくれたのが、鉱石の中から銀をとりだす「灰吹法」です。この灰吹法は石見銀山から始まり、日本各地に広まっていったのです。

天野代官は、宗岡弥右衛門ら8人の地役人を半田銀山(福島県)へ派遣しています。他の奉行・代官時代にも、佐渡金銀山や足尾銅山などへ石見の地役人が派遣され、優れた技術を伝えています。

5年後、石見銀山で数々の業績を残した天野代官は、石見を去り、信州へと転任していきました。

「天野助次郎・石見銀山を去ってから活躍」

○宝暦4(1754)年～宝暦8(1758)年

信州中野・坂本代官

○宝暦8(1758)年～宝暦11(1762)年

勘定吟味役 12月18日布衣着用許される。

○宝暦11(1761)年～明和2(1765)年 佐渡奉行

○明和2(1765)年～明和4(1767)年 御持筒頭

○明和4(1767)年 従五位下近江守に叙せらる。

○明和4(1767)年～安永6(1777)年 禁裏付

○安永6(1777)年～天明8(1788)年 御旗奉行

○天明8(1788)年11月4日 病没。87才。

代官として数々のアイデアをもって石見銀山領の改革を成し遂げた天野代官は、石見を去ってからも活躍し、87才という長寿で世を去りました。

天保3(1832)年から全国的大飢饉が続き、波根東村では一揆も発生。天保7(1836)年、領内は収獲皆無に近い大凶作。そのような中、天保7年、井戸代官と天野代官の碑が建てられました。

村人達の祈るような気持ちが伝わってきます。

参考・引用文献

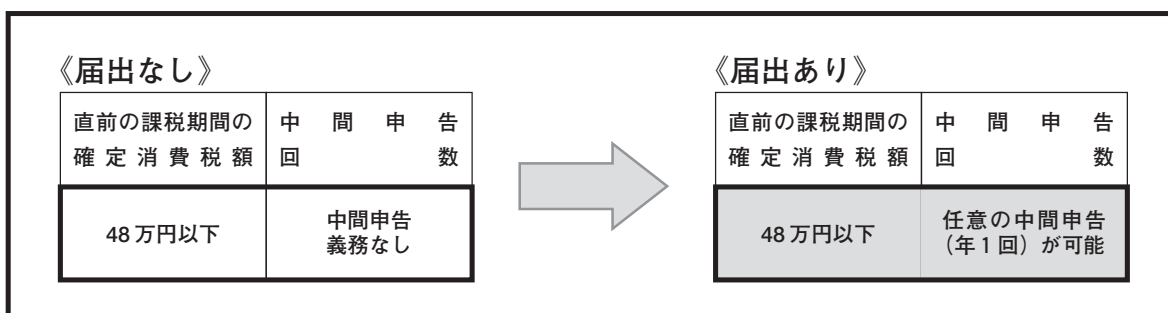
- ①・② 郷土石見87号・88号 高橋悟著「26代代官 天野助次郎とその碑について(上・下)」
- ③ 郷土石見48号 仲野義文著「石見銀山附地役人の身分問題について」
- ④ 仲野義文著「銀山社会の解明」清文社

任意の中間申告制度がご利用いただけます！

任意の中間申告制度とは、年に1回の確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付できる制度です。

● 制度の概要 **納付額を分散でき、計画的な資金繰りがしやすくなります！**

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。この制度をご利用される場合には、自主的に中間申告書を提出しようとする6月中間申告対象期間の末日までに「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」をご提出ください。



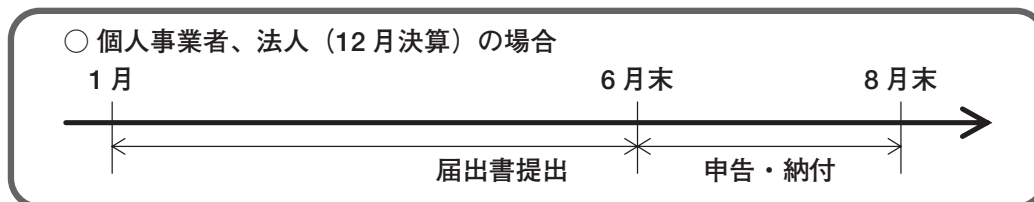
「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

届出書を提出した場合は

1 中間申告と納付について

6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付してください。

※ 申告後、期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。



2 中間申告を行わなかった場合には

中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。

詳しくは所轄の税務署（管理運営担当）へお問い合わせください。

納税証明書は、**e-Tax**を使った オンライン請求をぜひご利用ください。

- 便利
- 待ち時間が短縮
- 手数料が安い

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求は、電子証明書やICカードリーダライタが不要です。
納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxソフト（WEB版）をご利用ください。

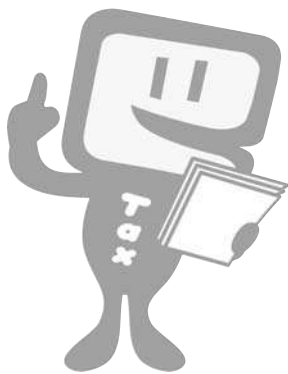


- ①自宅等のパソコンで作成 ②オンライン請求 ③税務署窓口で本人確認 ④取得



詳しくは、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

国税は、**ダイレクト納付**で!



- ① 自宅やオフィスなどから納付が可能。
- ② インターネットバンキングの契約が不要。
- ③ 期日を指定して納付することが可能。
- ④ 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能。

ダイレクト納付とは

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告をした後に、届出をした預貯金口座から振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付方法です。

詳しい情報は e-Tax ホームページへ

イータックス で **検索**

詳しくは石見大田税務署まで 電話 0854-82-0980 (音声ガイダンスの後に2番を押してください。)

地域とともに共生する…

有限会社 祖式運送



会社概要

会社名 有限会社祖式運送
所在地 大田市鳥井町鳥越413-38
創業 昭和33年6月
設立 昭和46年6月

関東支店設置 平成10年11月
資本金 500万円
代表取締役 平田一成
事業内容 一般区域貨物自動車運送事業

■ これまでの歩み

創業者 平田春延（大正7年2月13日生 平成6年9月27日没）が戦後復員し、川本町の邑智林業にて木炭車のトラック運転手として働く。その後、木炭車のトラックを購入し、材木・炭等を運搬し生計を立てた。

昭和33年6月 広島陸運局で一般区域運送免許を取得し、大田市祖式町を拠点として運送業を始めた。隣町の瓦工場で製造される瓦製品の運搬を中心に、燃料

用の割木、粘土、江津のパルプ工場より雑木、鉄道用の枕木、広島の実験牡蠣に使う孟宗竹等を運搬していた。当時は手積み中心のため、痲痺（ケンビキ）で夜眠れないことも多々あった。



昭和46年6月 大田市祖式町に、法人 有限会社祖式運送店を設立する。当時の大田市は瓦工場以外には荷量の多い企業は少なく、一年間安定して出荷のある企業は少なかった。また、大田市から

県外へ運搬した後、大田市に積んで帰る荷物が無かった。そのため出雲市、江津市、浜田市の荷の運搬を視野に入れ、昭和51年会社を大田市工業団地の一画に移転する。

偶然にも、波根の工業団地に大規模飼料工場が出来、美郷町栢谷に搾乳牧場が出来、往路は大田市の鉱物、飼料、江津の鉱物、その他、出雲市、浜田市の企業の荷を県外に運搬し、復路は飼料を大田市まで運搬するようになった。課題であった復路の荷の確保ができたことで、運送



効率が上がり、会社が安定して従業員の増員が可能となった。また、自社倉庫を増やし、荷を自社

倉庫で一時預かりが可能となり、一時預かりを必要とする企業からの仕事が増え、現在に至る。



■ 現在の取り組み

トラック運送事業

事故が多い業種であることから、少しでも事故を減らし、従業員だけではなく、従業員の家族にも安心して仕事に送り出せる環境作りを行いたいと考え、山陰地方で始めてISO39001を導入し、特に交通安全教育を計画的に行っている。交通事故発生件数は右肩下がりだが、まだゼロにはなっていないので「事故ゼロ」を目標に社内活動を行っている。また、導入することにより、事故の改善だけでなく、継続的に課題に取り組むマネジメントシステムが構築できた。

平成10年埼玉県に関東支店を設立した。現在は茨城県古河市に所在地を

移し、関東と中国地方の荷物情報を収集、荷物の斡旋事業等を行っている。また、地元大田市から関東、中部、北陸地方向けの荷物斡旋も担当している。地元大田市の産業を県内外に安定して安価に輸送する取り組みを行っている。

現在は沖縄を除き、国内全域へ40台が稼働している。



長久事業

設立当初からISO9001を導入。新事業稼働に向けた新たな取り組みからスタートした。大田市の電子部品メーカーの下請けとして開設。事業所の目標は「働きやすい職場作り」、電子部品メーカーのOBを雇用し、一から仕組みを作って雇用を増やす事が出来た。

美化運動

長久作業所は元遊技場の跡地で、数年間荒れ果てた状態だったが周りの環境に馴染むように改築し、道路に面した空き地に花壇を作り、美化運動を行っている。

社会貢献 とくし丸事業

大田市の高齢化比率は現在38%であり、鳥根県8市の中でも最も高く、更にこれから高齢化が進むことが考えられる。その中で真の買い物難民の救済を行うとともに、商品を見て触り、選ぶ買い物の楽しさを提供したい。「とくし丸」の買い物難民対策事業を情報誌等で知り、日ごろから大田市の現状を考えていたところ、高齢化比率が高まり、また、独居世帯が多い当市には有益なインフラとして必要と考え、なんとかして当市に導入を



行いたかった。スーパー(株)ウシオの商品を取扱い、当社の専用車両を使用して買物難民宅へ商品を供給し、当社は委託販売手数料収入を得る事業である。「とくし丸」は「篤志丸」という意味も込められている。

雇用

トラック運送事業、長久作業所、とくし丸事業を通じて、ここ数年で約25名の雇用の拡大を行っている。

■ 今後の取り組み、目標

鳥根県内の運送事業は人口の減少と共に物量は減少して行くと考えられる。労働人口も減少し、今後人材不足が大きな課題となると考えられる。その対策として、労働人口の増加、大田市の場合には新卒労働者を市内事業所にどうやって留めるかが課題になると考えられる。

当社では、低公害、安全装置付きの車両の導入、コンプライアンスの遵守等を推進し、働きやすい職場作りを目標に取り組んで行く。また、他社との協調、協力を積極的に行い、物流の安定、安心を目指したい。

法人番号で  わかる。  つながる。  ひろがる。

法人番号の利活用

法人番号の利活用方法のご紹介

How to Use Japan Corporate Number

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

個人番号や法人番号は、平成28年1月から順次利用が開始されています。

法人番号は、マイナンバーとは異なり、
利用範囲の制約がなく、どなたでも自由
にご利用いただくことができます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

※「Japan Corporate Number」（略称は「JCN」）は法人番号の英文表記です。

法人番号の概要 ～法人番号の指定・通知・公表～

1 法人番号（13桁）の指定

○指定対象

①設立登記法人^(※)、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体が対象となります。

①～④に該当しない場合であっても、一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

※ 株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等、法令の規定により設立の登記を行った法人をいいます。

○指定の単位

1 法人に対し 1 番号のみ指定されます。

法人の支店、事業所等、個人事業者や民法上の組合等には、法人番号は指定されません。

2 法人番号の通知（書面）

○送付先

通知書は、設立登記法人については、**登記されている本店又は主たる事務所の所在地**へ、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する届出書を提出している団体については、**当該届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地**へ送付します。

※ 国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>）において、通知書の内容確認や、確認した画面の印刷ができますので、こちらをご利用ください。

3 法人番号の公表（国税庁法人番号公表サイト）

○公表方法

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトにおいて公表するものであり、どなたでも自由にご利用いただくことが可能です。

○公表する事項

法人番号の指定を受けた団体の**基本 3 情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）**を、通知したのから順次公表します。

法人番号の指定を受けた後に商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表します。

参考 法人番号の併記について

平成 28 年 1 月以降に、行政機関が法人情報を Web ページ等で公開する際には、法人番号を併記することとなりました。

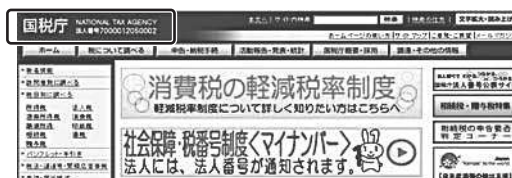
法人番号による情報の検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高めることを目的としており、具体的には、調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人などに関する情報に法人情報を含む場合には、法人番号を併記することとなります。

（法人番号の併記の例）

例 1 法人名が記載されている表に、法人番号を記載する列を追加

No.	団体名	法人番号	所在地
1	財務省	法人番号 8000012050001	東京都千代田区…
2	国税庁	法人番号 7000012050002	東京都千代田区…
：	…	法人番号	…

例 2 国税庁ホームページのトップ画面に、国税庁の法人番号を記載



法人番号の調べ方のご紹介 —【国税庁法人番号公表サイト】—

○国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)^(※)の使い方をご紹介します。
 国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本3情報(商号又は名称・所在地・法人番号)を調べることができます。

ただし、Microsoft Internet Explorer(IE)8.0以前のバージョンの場合、検索・閲覧機能は稼働しませんので、IE9.0以上又は他のブラウザ、端末等をご利用ください。

※QRコード対応の携帯電話をお使いの方は、こちらからアクセスしてください。



1 法人番号で検索

- ① 法人番号を入力して、情報(商号又は名称、所在地)を調べることができます。
- ② まとめて10社分の法人番号を入力することができます。

2 法人の商号及び所在地で検索

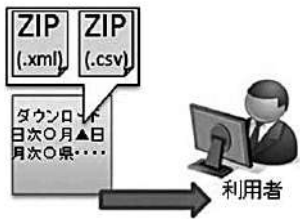
- ③ 商号又は名称を入力する際は、「株式会社(カブシキガイシャ)」などの文字を除いて入力してください。
- ④ 郵便番号を入力した場合は、「都道府県」等の住所の選択を省略できます。
- ⑤ 所在地を入力する際は、都道府県や市区町村まで入力するだけで絞り込み検索ができます。
- ⑥ その他の検索条件を設定します。
 - 法人の種別を選択できます。
 - 公表以後の変更履歴を検索対象とするか選択できます。
 - 登記記録の閉鎖等が生じた法人を検索対象とするか選択できます。
 - 追加・変更等が発生した情報を対象として、変更年月日の範囲を選択し、絞り込み検索をすることができます。
- ⑦ また、法人番号指定日の範囲を選択し、絞り込み検索をすることもできます。
表示順序を選択できます。

法人等の基本3情報のデータ提供について

国税庁法人番号公表サイトでは、利用者の皆様が、法人番号を利活用しやすいように、前ページでご紹介した検索機能のほか、以下のような方法で法人等の基本3情報を無償で提供しています。

より多くの皆様にご利用いただけるよう、以下の提供するデータ形式はCSV及びXML形式の2種類、文字コードは「Shift-JIS（JIS第一・第二水準）」と「Unicode（JIS第一～第四水準）」の2種類に対応しています。

1 ダウンロード機能



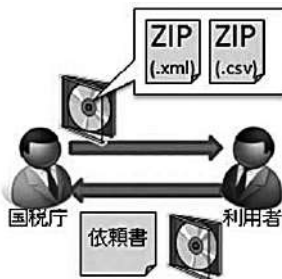
○全件データダウンロード

国税庁法人番号公表サイトで公表されるすべての法人の月末時点の最新情報（**全件データ**）を、全国（都道府県別）及び国外の単位に分けて**月次で提供**します。

○差分データダウンロード

新規に法人番号を指定した団体の情報のほか、名称・所在地の変更や、登記の閉鎖といった日々の変更情報（**差分データ**）を、全国及び国外のデータを一括りにして**日次で提供**します。

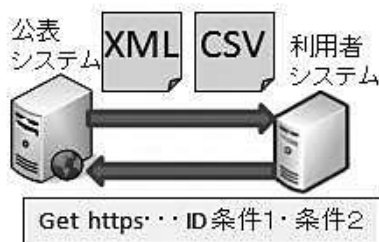
2 情報記録媒体（DVD）によるデータ提供



国税庁法人番号公表サイトで公表されるすべての法人の月末時点の最新情報（**全件データ**）を、**情報記録媒体（DVD）に記録し提供**しています。

情報記録媒体によるデータ提供を利用される場合は、事前にデータを記録するためのDVD-R（又はDVD+R）、データ提供依頼書（※）及び返信用封筒（切手貼付済）を国税庁法人番号管理室に郵送等で提出していただく必要があります。

3 Web-API



インターネットを經由して、簡単な条件を指定してリクエストを送信することで、**指定した条件に合致する法人等に係る基本3情報や、指定した期間及び地域で抽出した法人等の更新情報**を取得することができる、Web-API（システム間連携インタフェース）を提供しています。

Web-APIを利用される場合は、事前に法人番号公表サイトの入力フォーム又は書面（※）によりアプリケーションIDの発行届出をしていただく必要があります。

※「アプリケーションID発行届出書兼情報記録媒体による提供依頼書」

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/documents/application-id-k.pdf>

参考 法人番号をひも付けたい法人が多数ある場合はどうすればいい？

法人番号をひも付けようとされる法人が多数ある場合、法人番号公表サイトで1件ずつ法人番号をひも付けすると、膨大な作業を要することとなります。法人番号を効率的にひも付けする方法の一つとして、経済産業省において法人番号付与ツールが公開されています。

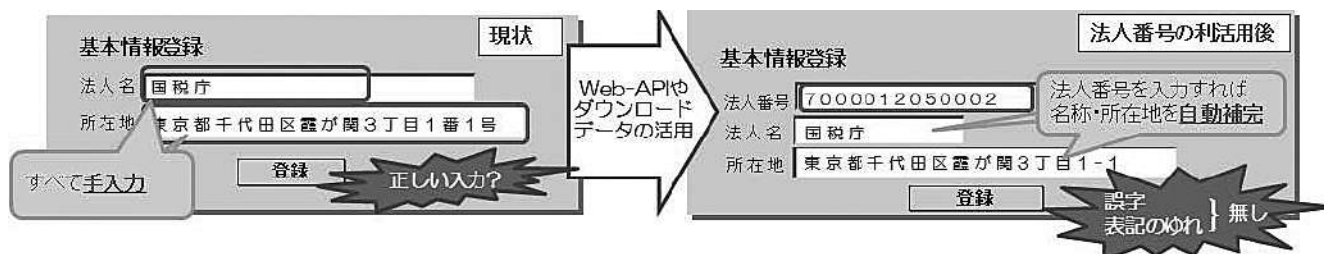
法人番号付与ツールの入手方法、使用許諾等の詳細については、経済産業省ウェブサイト「法人番号付与ツール」をご覧ください。

「法人番号付与ツール」（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/my_number/houjinbangou_tool.html

法人番号の活用方法のご紹介 【Web-API等を用いた各種会計ソフトの有効活用】

1 取引先情報等の入力補助による効率化



ウェブサイトや業務システムで行う法人情報の入力補助機能として、法人番号を活用することができます。

【現状】

法人名及び所在地といった法人の基本情報をすべてキーボードから入力しています。この場合、誤入力や、表記のゆれにより、取得した情報を活用する際に問題が生じることがあります。

【法人番号の利活用後】

Web-API又はダウンロードデータを活用することで、法人番号だけ入力すれば、法人番号公表サイトで公表している「法人名」「本店所在地」の情報を自動的に補完入力する機能を追加することができます。これにより、誤入力や表記のゆれによる問題が解消できるほか、入力作業の効率化にもなります。

2 売掛金管理等、会計業務の効率化・自動化

T社売掛金(売上台帳) <small>現状</small>			T社売掛金(売上台帳) <small>法人番号の利活用後</small>			
日付	金額	取引先(所在地)	日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	50,000	A株(大阪府)	28-1-4	50,000	A株(大阪府)	1111111111111
28-1-4	55,000	B株(東京都)	28-1-11	45,000	A株大阪支店	1111111111111
28-1-9	10,000	C株(山梨県)	28-3-31	30,000	A株京都営業所	1111111111111
28-1-11	45,000	A株大阪支店	28-1-4	55,000	B株(東京都)	2222222222222
28-1-30	32,300	B株(東京都)	28-1-30	32,300	B株(東京都)	2222222222222
28-2-28	978,000	C株札幌出張所	28-1-9	10,000	C株(山梨県)	3333333333333
28-3-14	3,000	D株(福岡県)	28-2-28	978,000	C株札幌出張所	3333333333333
28-3-31	30,000	A株京都営業所	28-3-14	3,000	D株(福岡県)	4444444444444
28-3-31	33,000	d株(福岡県)	28-3-31	33,000	d株(福岡県)	4444444444444

各社売掛金(売上台帳)の管理を、法人番号付きで行うと、取引先ごとの集計が容易になります。

【現状】

売掛金(売上台帳)の管理を、取引発生日ごとに記載(入力)しています。

【法人番号の利活用後】

法人番号付きで売掛金(売上台帳)の管理を行うと、法人番号をキーに、取引先ごとの集計が容易になります。また、支店・出張所との取引であっても、本店と同一の法人番号であることから、取引先ごとの集計を確実に行うことができます。



Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

Tタイプ

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型) ※災害死亡保障特則適用

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 不慮の事故によって、その事故の日から180日以内にお亡くなりになられた場合は災害死亡保険金を支払います。
- 災害死亡保険金の支払事由以外で死亡された場合、死亡した日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金、災害死亡保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 災害死亡保障特則を解約することはできません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DAIIDO 大同生命保険株式会社

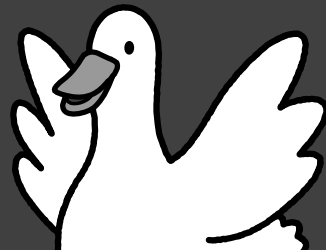
山陰支社 出雲営業所/島根県出雲市塩冶善行町12番地2(中村ビル3F)
TEL 0853-21-4552

F-27-1037(平成28年3月17日)

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

**病気・ケガで
働けない場合**を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

**入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合**も保障

特長

3

**働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障**します

※就労困難状態に該当している場合。

※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
**従業員の
福利厚生**

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様へ見舞金などに活用できます。

●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

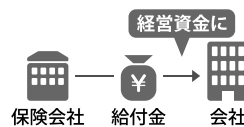
(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

〈引受保険会社〉

Aflac

アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

アフラック島根支社

〒690-0003 松江市朝日町 498-6 松江駅前第一生命ビルディング5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

〈代理店〉

有限会社チェスト

〒694-0064 大田市大田町大田口 993 番地 2

TEL 0120-021-316 FAX 0854-82-9297

AF法推-2016-0043 7月29日



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする、AIUのリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル

(ハイパー任意労災 メディカル特約)

病気入院費用の上乗せ補償

業務災害総合保険

疾病入院医療費用補償特約・
疾病入院医療保険金支払特約 等セット



法人会の
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険

地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- ハロー健康相談24
- メンタルケア カウンセリングサービス
- セカンドオピニオン アレンジサービス

※本サービスは AIU 保険会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問合せください。

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

松江支店

〒690-0006

松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル3階

TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776

(受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

江戸時代のクジラ税

クジラが哺乳類の中で最大の動物であることはよく知られていますが、中でも大きなものは、全長33m、体重120t以上にもなるそうです。

さて、そのクジラの「鯨」という文字のつくりの「京」は、数字の単位で兆の1万倍を表わしていますので、「鯨」には、とほうもなく“大きな魚”という意味があるのでしょうか。

ところで、江戸時代は、クジラを一頭獲るだけで、4,000両という莫大なお金が入ったため、九州の西海岸は、瀬戸内あたりからの出稼ぎのクジラ獲りで大変にぎわったそうです。このようなことから、平戸藩では文政年間、鯨税を課していました。税額は、鯨1頭の捕獲で100両でしたから、税率に直すと2.5%程度といったところです。

また、「地方大概集」という文献には、次の記述もあります。

「突鯨20分の1、寄鯨3分の1、流鯨10分の1、切鯨20分の1」

これは、捕鯨の困難さの程度によって税金（当時の言葉で運上）の負担割合が異なることを示していて興味があります。

つまり、モリで突いて仕留める突鯨は、危険度が非常に高いので、負担率は5%と低く、漂着した鯨を仕留めるだけの寄鯨は、楽な分だけ33.3%と税率を高くしてあります。

この仕組みには、捕鯨の奨励あるいは難しい仕事に対する報奨といった意味があるのかもしれませんが、同じ所得でも危険の大小を基準にして税の負担を変えたのは、面白い史実です。

編集後記

会報「天領」、今回は表紙に青年部、林部会長から珍しい角度からの馬路の写真をいただきました。

法人会の税に関する事業や、税務署の協力による記事に加え、何か皆さんに見ていただける記事を書きたいと、広報委員会一同、一生懸命編集を行っています。

今回は、企業紹介に加え、和上豊子先生にお世話になり石見銀山の物語を書いていただいています。そして大田市の不燃物処理場の記事を処理場事務所の方をお願いをし、温泉津の恵比寿神社の記事を石見銀山課の大門さんに書いていただきました。そのほか、会員の方などの協力をいただき、約束の秋に28年度1回目を発行することができました。

次号は、年度末までにと話し合っています。楽しみにしていただければ幸いです。感想やご意見も募集しています。

広報委員会一同

広報委員会

担当副会長	齊藤 寛		
委員長	荒尾 寛		
委員	原 勝正	安田 正弘	
	河村 賢治	原 信行	
	谷本 隆臣	林 恭清	
	細田 年成	植田 和人	
	杉谷 誠司	郷原 清嗣	
	藤原 誠治	尾川 隆康	
	林 陽一		

公益社団法人石見大田法人会
会報「天領」第60号

平成28年12月 発行

発行所 公益社団法人石見大田法人会
編集 広報委員会委員長 荒尾 寛
大田市大田町 大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 (有)つきはし印刷
大田市鳥井町鳥越413-42
TEL (0854) 82-0540